

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事

公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月

徳島中央広域連合消防本部

目 次

1	趣旨目的	1
2	工事名	1
3	発注者	1
4	工事の内容	1
5	工事の実施場所	1
6	工事期間	1
7	提案上限額	1
8	契約保証金	1
9	実施概要	2
10	プロポーザル参加資格条件	3
11	プロポーザルの実施方法	3
12	プロポーザル参加表明	3
13	プロポーザル参加辞退	3
14	質問書の受付及び回答について	4
15	提案書の内容	6
16	審査	7
17	契約に関する事項	7
18	その他	7

1 趣旨目的

徳島中央広域連合（以下「発注者」という。）が発注する高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事（以下「本工事」という。）について、最新技術を駆使しながら災害対策を支援でき、震災対応も含めた総合的な消防通信システムの構築を目指し、効果的なシステム導入を目指すため、価格のみによる競争だけでなく、実績に基づく企画力、技術力及び経験等に優れた者に工事を発注するために必要な手続きについて定めるものとする。

2 工事名

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事

3 発注者

徳島中央広域連合消防本部

4 工事の内容

別紙「高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事発注仕様書」のとおり。

5 工事の実施場所

別紙「高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事発注仕様書」のとおり。

6 工事期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

7 提案上限額

金649,220,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

【内訳】令和5年度 金376,750,000円

令和6年度 金272,470,000円

上記の上限額は、本工事に掛かるすべての費用を含むものとする。

参加者は、上記の上限額を超えない範囲で提案をすること。

上限額を超えて提案を行った場合は、失格となるので留意すること。

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、徳島中央広域連合財務規則（平成29年規則第3号）及び契約条項に基づいて、取り扱うものとする。

9 実施概要

(1) プロポーザルの名称

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 最優秀者等の特定

本プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価し、その結果に基づき最優秀者及び優秀者各1者を特定する。

(3) 担当部署

徳島中央広域連合消防本部 通信指令室

所在地：〒779-0013 徳島県吉野川市鴨島町上下島21番地1

TEL：0883-26-1195 FAX：0883-24-9917

E-mail：tokushima_chuo_honbu@tcu.or.jp

(4) スケジュール

項目	日程
プロポーザル公告（公表）	令和5年4月12日（水）
参加表明の受付	令和5年4月12日（水）～令和5年4月20日（木）
質問書提出期間	令和5年4月12日（水）～令和5年4月20日（木）
質問書に対する回答	令和5年4月24日（月）
提案書提出者選定通知	令和5年5月 2日（火）
提案書提出参加（承諾・辞退）届	令和5年5月 8日（月）～令和5年5月19日（金）
企画提案書の受付	令和5年5月 8日（月）～令和5年5月19日（金）
プレゼンテーション日程通知	令和5年5月23日（火）
プレゼンテーション実施日	令和5年6月 1日（木） 予定
提案書採用・不採用通知	令和5年6月上旬
（仮）契約締結	令和5年6月中旬

10 プロポーザル参加資格条件

本選考への参加条件は、本広域連合における令和5、6年度入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 吉野川市及び阿波市からの指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- (4) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第255号）第21条第1項の規定による、再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者でないこと。（代表者・構成員ともに対象とする。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による、再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者でないこと。（代表者・構成員ともに対象とする。）
- (7) 過去10年以内において、高機能消防指令センター「離島型」以上の施工実績、及び過

去 1 5 年以内において、消防救急デジタル無線設備の施工実績を有すること。

11 プロポーザルの実施方法

プロポーザルにおける審査及び受注候補者の選定については、選定委員会により行い、プロポーザルに関する手続及びスケジュールは、本要領 9（4）のとおりとする。

12 プロポーザル参加表明

本プロポーザルの参加希望者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

参加表明書（様式 1）

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。（提出期限内必着）

持参の場合 平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間に提出すること。

郵送の場合 封筒表面に「プロポーザル関係書類在中」と朱書きし、配達証明付き書留郵便により送付すること。

(3) 提出期限

令和 5 年 4 月 2 0 日（木）午後 5 時まで（必着）

(4) 提出先

本要領 9（3）の担当部署（通信指令室）

13 プロポーザル参加辞退

「提案書提出者選定通知書」によりプロポーザルへの参加要請を受けた事業者が、後手続への参加を辞退したいときは、遅滞なく「提案書提出参加（承諾・辞退）届」を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）により送付すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 5 月 1 9 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

本要領 9（3）の担当部署（通信指令室）

14 質問書の受付及び回答について

質問書の提出方法及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問書（様式 2）

質問対象の引用文（文書名及び頁番号）及び質問内容を具体的に記載し、当広域連合からの回答を受け付ける担当部署、担当者名、電話番号、F A X 及び E-mail アドレスを併記すること。

(2) 質問書の受付期間

令和 5 年 4 月 2 0 日（木）午後 5 時まで（提出期限内必着）

(3) 提出先

本要領 9（3）の担当部署（通信指令室）

(4) 提出方法

電子メールにて提出するものとし、持参、口頭、郵送及びFAXによる提出は受け付けない。また、質問の内容は、提案書の作成及びプロポーザルの実施に関する事に限ること。なお、質問者は電子メールの送信後、電話にて受信確認を行うこと。

ア 工事名は「高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事に係る質問」とすること。

イ 質問書(様式2)はPDFファイルとして添付すること。

(5) 質問書に対する回答

令和5年4月24日(月)に、E-mailにて参加表明した者全てに回答する。

ただし、意見表明等、本工事の主旨からかけ離れているもの(思われるものも含む)への回答は本連合の判断により行わない場合がある。

15 提案書の内容

別紙「高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事評価基準(以下、評価基準という。)」を踏まえたうえで作成すること。具体的な事項については、下記のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 提案書提出参加(承諾・辞退)届

イ 企画提案書(任意様式)

(ア) 評価基準の評価項目について、考え方、経験、実施方法、ポイント、理由、背景等を明確に示すこと。

(イ) 発注仕様書は、本広域連合が求める機能の概要を定めたものであり、特定メーカーの機能等を指定するものではないという趣旨を十分に理解した上で、発注仕様書に記載してある機能等の実現内容(代替提案を含む。)発注仕様書に記載のない機能の提案追加案等について記載すること。

(ウ) 提案書の内容は、提案者が実現できる範囲で記載すること。

(エ) 提案内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受注者の負担となるため、発注仕様書の内容を十分に理解した上で提案すること。

(オ) 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確なものとする。

(カ) 提案上限額の範囲内での提案とすること。

(キ) 参考資料の添付は認めない。

(ク) ページ番号を付けること。

(ケ) 言語は日本語とし、文字サイズは10.5ポイント以上とし、分かりやすい表現で簡潔に説明すること。

(コ) 用紙の大きさはA4判(縦)とし、表紙、裏表紙を除き両面印刷で50頁以内とする。(白紙面を1頁と数える。)

なお、A3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること。(A3判1頁はA4判2頁と数えることとするが、白紙面については頁数に算入しない。)

- (サ) 企画提案書等には、提出時の表紙、裏表紙及び見積書を除き、受注先候補を企画提案書等には、提出時の表紙、裏表紙及び見積書を除き、受注先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- (シ) 企画提案書には、以下の事項についての提案を含め簡潔に記載すること。詳細は、評価基準を参照すること。
- a 業者に関する要件
 - b システムの移行に係る要件
 - c システムに係る要件
 - d 経済性に係る要件
 - e 研修に係る要件
 - f 運用・保守に係る要件
 - g その他提案
- (ス) 提出された企画提案書の内容について、本広域連合が問い合わせを行う場合があることを了承すること。
- ウ I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認定又はプライバシーマークの付与が証明できる書類の写し（任意様式）
- エ 工事実施体制（任意様式）
- オ 実施工程表（任意様式）
- カ 予定技術者の経歴等（任意様式、配置予定技術者全員分）
- キ 同種実績確認書（任意様式、直近の実績最大5件以内で記載）
- ク 工事費見積書（任意様式）
- 消費税及び地方消費税の額については含まない金額とする。
- ※内訳として、令和5年度分・6年度分を封印し、1部提出すること。
- ケ 保守に係る見積書（任意様式）
- 10年間の保守費用をそれぞれ年度別に計上すること。当該項目に対する費用が発生しない場合は、空欄とせず、0（ゼロ）を記入すること。
- 消費税及び地方消費税の額については含まない金額とする。
- (2) 提出期限
- 令和5年5月19日（金）午後5時まで（提出期限内必着）
- (3) 提出先
- 本要領9（3）の担当部署（通信指令室）
- (4) 提出方法
- 持参又は郵送（提出期限内必着）
- 持参の場合 平日午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。
- 郵送の場合 封筒表面に「プロポーザル関係書類在中」と朱書きし、配達証明付き書留郵便で送付すること。
- (5) 提出部数
- ア 企画提案書 15部
 - イ 15（1）イ「企画提案書」以外の書類及び電子データ（PDFデータを保存したCD

－R等）各1部

16 審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容審査を工事の理解度（能力）、取組意欲、独創性及び実現性について判断、評価し、総合的に判断して選定業者を決定する。

（1）審査方法

最優秀者及び優秀者の特定に係る審査は、次に掲げる方法により選定委員が行う。

ア 提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき評価し、得点が最も高い参加者を最優秀者、次点者を優秀者として特定する。

イ 選定委員会及びプレゼンテーションは、非公開とする。

（2）プレゼンテーションの実施

ア 実施日（予定）

令和5年6月1日（木）

※場所及び時間については、別途通知する。

※プレゼンテーション出席者については、1者あたり5名以内とする。

イ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、1者あたり40分（準備5分、説明20分、質疑応答15分）とする。

(イ) 審査当日、パソコン及びその他説明に必要な機器等については、参加者が用意すること。

※プロジェクター及びスクリーンについては、発注者側にて準備することが可能であるが、事前に申し出ること。

(ウ) 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価の対象としない。

(エ) 機器の設置は、プレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。

(オ) 指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。

(カ) プレゼンテーション中は録音を行うが、本プロポーザルに限って確認用として使用するもので、審査後は破棄する。

(キ) その他

参加者は感染予防対策としてマスク等を着用し、発熱等体調不良のある者は参加しないこと。また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書類審査に変更する場合がある。

（3）選定結果の通知及び公表

ア 審査終了後、すべての参加者に対し審査結果の通知を行う。

イ 選定結果の公表は、提案者名（最優秀提案業者名のみ）及び評価点（合計のみ）を徳島中央広域連合ホームページで行う。

（4）失格

参加者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 期限までに辞退届を提出せず、審査に必要な書類を提出しなかった場合、及びプレゼ

ンテーションに参加しなかった場合。

- イ 本プロポーザル手続開始後、選定委員会の委員に対し、直接・間接問わず接触を求めた場合。
- ウ 本プロポーザル手続開始後、契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合又は本要領 11 の参加資格条件を満たさなくなった場合。
- エ 提出された「提案見積書」の金額が提案見積限度額を超過しているとき。
- オ 選考段階で、提案に虚偽、不正及び違反が認められた場合。
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- キ その他、本要領の定めに違反すると認められた場合。

17 契約

- (1) 選定委員会が特定した最優秀提案者と協議の上、本件工事における契約締結交渉を行うものとする。
- (2) 企画提案書の扱い
本プロポーザルにて、最優秀者又は優秀者に特定された参加者の企画提案については、提案内容がすべて実際の工事に採用されるものではなく、契約交渉時に改めて協議の上、発注者が必要と認める範囲内で発注仕様書に反映するものとする。
- (3) 協議が不調となり、契約締結に至らなかった場合は、次点者と交渉を行うこととする。
- (4) 提案された工事費（見積）は、契約締結用に提出された見積書として取り扱い、見積書記載の金額をもって契約金額とする。
- (5) 本工事の支払条件については、本広域連合の規定に従い行うこととし、別途受注者と協議を行うものとする。
- (6) 契約締結後においても、本工事の遂行にふさわしくない事項（反社会的行為）が明らかになった場合には、契約規則に基づいて契約の見直しや、それに伴う損害賠償を求めることがある。

18 その他

- (1) 企画提案書作成に要する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱い
 - ア 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製する場合がある。
 - イ 書類提出後の差し替え及び追加等の再提出は認めない。ただし、審査に影響のない範囲において事務局から提出書類の修正を求める場合がある。
 - ウ 提出書類に記載した配置技術者は、病休、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き、変更することはできない。
 - エ 提出された書類は、返却は行わない。
 - オ 提出された書類の著作権は、当該書類を作成した参加者に帰属するものとするが、発注者が必要と認める場合には、提出書類は無償で使用できることとする。
- (3) 提出された企画提案書等の内容について疑義が生じた場合、事務局から参加者にヒアリングを行う場合がある。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法律に基づいて保

護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

- (5) 参加者は本事業にて、知り得た内容は他人に漏らしてはならない。
- (6) 審査・選考結果に対しての異議申立ては、一切受け付けない。

様式1

令和 年 月 日

徳島中央広域連合
連合長 原 井 敬 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名
印

参 加 表 明 書

令和 年 月 日付で公告のありました高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事業務委託に係る公募型プロポーザルについて、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の条件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

《連絡先》会 社 名 :
部 課 名 :
担 当 者 名 :
電 話 :
E-mail :

様式2

令和 年 月 日

質 問 書

徳島中央広域連合
連合長 原 井 敬 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名 印

令和 年 月 日に通知された「高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事」に係る公募型プロポーザルに関し、以下の内容について質問します。

質問の項目 (資料名・項番号等を記入すること)	質問内容

※記入欄が不足する場合は、適宜様式を追加して記入してください。

様式3

令和 年 月 日

徳島中央広域連合
連合長 原 井 敬 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名 印

提案書提出参加（承諾・辞退）届

令和 年 月 日で提案書提出者の選定を受けたプロポーザル方式による次の工事名の提案について、下記のとおり意思表示します。

工事名 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線等更新工事

記

提案書を提出することについて $\left(\begin{array}{c} \text{承諾} \\ \text{辞退} \end{array} \right)$ します。